

施設等利用給付認定について

無償化の認定区分

| | 保育の 必要性 | 施設等利用給付認定 | | 教育・保育給付認定 | | |
|--|------------|--------------------------|-------------------|-----------|-----------------|--------|
| | | 認定年度4/1時点の年齢 | | | | |
| | | 0.1.2歳 | 3.4.5歳 | 0.1歳 | 2歳 | 3.4.5歳 |
| 幼稚園 | なし | 満3歳から新1号 | 新1号 | | | |
| | あり | 満3歳から新3号 ^{※1} | 新2号 | | | |
| 認定こども園(教育) | なし | | | | 満3歳から1号 | 1号 |
| | あり | 満3歳から新3号 ^{※1※2} | 新2号 ^{※2} | | 満3歳から1号 | 1号 |
| 認定こども園(保育) 保育所等 | あり | | | 3号 | 3号 (満3歳から2号) | 2号 |
| 認可外保育施設・一時預かり 病児保育・ベビーシッター等、 市で確認をした施設 | あり | 新3号 ^{※1} | 新2号 | | | |

※1 施設等利用給付新3号認定は住民税非課税世帯のみ

※2 認定こども園(教育)で預かり保育の無償化を希望する場合は、教育・保育給付1号認定に加え、施設等利用給付新2号・新3号認定を受ける必要があります。

★施設等利用給付認定新1号 … 保育料の無償化

★施設等利用給付認定新2号・新3号 … 保育料の無償化+預かり保育の無償化

認定には保護者がそれぞれ「保育を必要とする事由(下段「保育の必要性」参照)」に該当することが必要です。要件を満たさない場合または新2号・新3号の要件に該当する場合でも預かり保育の無償化を希望しない場合は、新1号認定とします(新1号認定でも預かり保育は利用できます)。

新2号・新3号認定の要件

保育の必要性

| 保育を必要とする事由 | 認定期間 | 内容 |
|------------|---------------|---|
| 就労 | 就労期間 | 家庭内外で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合(1か月実労64時間以上) |
| 妊娠・出産 | 産前6週 ～産後8週 | 母親が妊娠または産後間もない状態に該当する場合 |
| 疾病・障がい等 | 医師等の | 保護者が疾病もしくは負傷し、または心身に障がいがある場合 |
| 介護・看護 | 診断書による | 同居または長期入院等している親族を常時看護・介護している場合 |
| 災害復旧 | | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合 |
| 求職活動 | 60日 or 90日 | 求職活動を継続的に行っている場合。「妊娠・出産」事由からの変更はできません。 |
| 就学 | 就学期間 | 1か月に64時間以上学校に在学、職業訓練を受けている場合 |
| 虐待・DV | | 児童虐待・DVが行われる、または再び行われるおそれがある場合 |
| 育児休業 | 育児休業期間 | 育児休業取得時に既に新2号・新3号認定を受けている児童の認定継続が必要と認められる場合 |

こんなときは届出が必要です

届出している事項に変更があった場合、すみやかに届出をお願いします。

すべての方が必要な手続

| | |
|----------------|--|
| 住所が変わった | 市内転居により住所が変更した場合は所定の手続が必要です。 |
| 転出する | 市外転出する場合、認定は取消となります。 転出後も幼稚園等を利用する場合は、再度転出先の自治体で認定申請の手続が必要です。 |
| 保護者の変更（婚姻・離婚等） | 離婚・婚姻等や世帯員の増減があった場合は、認定や副食費の免除状況に変更が生じることがあります。 |

新2号・新3号認定に係る手続

| | |
|------------------|--|
| 退職する | 保育を必要とする事由に該当しなくなるため、新2号から新1号に認定変更となります。 |
| 求職活動する | 求職活動を事由として保育の必要性を認定します（すでに新2号・新3号認定を受けている方は60日、新たに認定の方は90日）。 |
| 転職した・勤務内容に変更があった | 新たな就労証明書をご提出ください。 |
| 雇用期間が延長された | 新たな就労証明書をご提出ください。雇用期間により新2号・新3号認定期間を変更します。 |
| 保護者が出産する | 母子手帳写し（出産予定日のわかるもの）をご用意いただき、産休取得前にお手続きください。認定事由を「妊娠・出産」に変更します。 |
| →育児休業を取得する | 母子手帳写し（出生届出済証明の頁）及び育児休業証明書（市所定の用紙に勤務先が証明）をご用意いただき、育休取得前にお手続きください。認定事由を「妊娠・出産」から「育児休業」に変更します。 |
| →育児休業から復職する | 復職後の就労証明書をご提出ください。認定事由を「育児休業」から「就労」に変更します。 |

上記は一例です。届出（認定変更含む）に必要な書類はその都度ご案内しますので、状況に応じてお問い合わせください。

【就労証明書について】

- ・鴻巣市指定の書式にて、事業主が証明日時点での雇用契約に基づき、雇用者（保護者）の就労状況について証明するものです。下段の保護者記載欄のみ、保護者の方がご記入ください。
- ・就労証明書にて証明された雇用期間を「保育の必要性あり」として認定します。**有期雇用の方で雇用期間を更新された場合は、更新後すみやかに新たな就労証明書をご提出ください。**
- ・就労証明書に会社印は不要です（訂正箇所には訂正印が必要です）。
- ・書式は市役所保育課、吹上支所及び川里支所でお渡ししているほか、市ホームページに掲載しています（HP内検索バーにて「就労証明書」と検索）。

【ご注意ください！】

- ・必要書類はすべて揃えて届出してください。
- ・新規認定及び認定変更は届出日もしくは事由の発生日以後になります。遡っての認定はできません。また、書類に不備があった場合は認定ができませんので、余裕をもって手続きを進めてください。
- ・事由により認定期間が異なります。事由に該当しなくなったときは、認定取消・変更となりますので、必ず届出をしてください。
- ・保護者がお子さんを保育できる場合は、新2号・新3号認定は受けられません。
- ・書類等の受領後は返却できませんので、控えが必要な場合は前もって写しをお取りください。
- ・証明書等の有効期限は、発行日から3か月です。
- ・届出受付時に本人確認・個人番号確認をいたしますので、申請する方は個人番号カード、身分証明書のご持参をお願いします。
- ・理由なく届出を怠った場合や届出内容に虚偽があった場合は、認定を取り消すことがあります。

受付窓口：鴻巣市役所保育課、吹上支所福祉グループ、川里支所福祉グループ
問合せ先：鴻巣市役所保育課保育担当 電話541-1321（内線2641・2642）